

佐賀県規則第6号

佐賀県医療法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県医療法の施行等に関する条例施行規則（平成25年佐賀県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(病院の従業者の員数)</p> <p>第4条 条例第5条第2項の規定により規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(病院の従業者の員数)</p> <p>第4条 条例第5条第2項の規定により規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 栄養士又は<u>管理栄養士</u> 病床数100以上の病院にあっては、1</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。